



## 新型コロナウイルス感染症に伴う市の対応について（第20報）

本日5月7日、午前11時から第13回緊急対策本部会議を開催し、次の事項について決定いたしました。

### 1 緊急事態宣言の期間延長について

令和2年5月4日の国の緊急事態宣言の延長（5月31日まで）及び新たな基本的な対処方針が示されたことを踏まえ発表した千葉県 の措置の継続に対応する。

### 2 各施設等の臨時休館対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、施設等の臨時休館期間を5月31日（日曜）から6月30日（火曜）まで延長する。また、当面の間、新たな施設予約の受付はしない。

緊急事態宣言の解除後については、県内や近隣の感染状況や施設の使用状況等から判断し、順次施設の開館等を検討していく。開館等にあたっては、開館方法や感染症対策も併せて検討する。

### 3 その他（報告等）

#### （1）市制施行50周年記念式典について

新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、市政功労者や来賓など式典出席者の感染予防、また公共施設を6月30日（火曜）まで休館していることなどを踏まえ延期する。式典は、12月23日（水曜）に開催予定。

#### （2）都市公園について

つくし野5号公園（つくし野通り沿い）バスケットボールコートの使用を禁止する。現在、使用を禁止している複合遊具は、公園の利用状況を踏まえ、順次開放する。

#### （3）我孫子行政サービスセンターについて

5月11日（月曜）から5月31日（日曜）まで夜間開館を休止し、月曜日から土曜日の開館時間を午前9時から午後5時までとする。証明書自動発行機も午後5時までとする。

### ～報道機関の皆様へ～

新型コロナウイルス感染症の感染状況や対策等の状況を踏まえ、報道機関からの取材活動の対応については、広報記録班（秘書広報課広報室）が一括して対応いたします。取材等を行う場合は、秘書広報課広報室までご連絡をお願いします。報道にあたっては、市民（感染者等を含む）のプライバシー等に十分配慮するようお願い申し上げます。

### 【問い合わせ】

我孫子市総務部秘書広報課広報室長 小池 電話：04-7185-1752（直通）